【資料】

海で救助された者の取り扱い(一) --SOLAS 条約及び SAR 条約改正—

Issues Relating to Treatment of Persons Rescued at Sea (1)
- Amendment of SOLAS and SAR Conventions -

山地 哲也

Tetsuya YAMAJI

[目次]

- 1 はじめに
 - 表-1:海で救助された者の取り扱いに関するイベント時系列リスト
- 2 ノルウェー船籍貨物船 Tampa 号事案
- (1) 概要
- (2) 国連総会の反応
- 3 IMO 審議
- (1) 第 21 回臨時理事会(2001 年 11 月 16 日)
- (2) 第1回臨時海上安全委員会(2001年11月27~28日)
- (3) 第 22 回総会(2001 年 11 月 19~30 日)
 - 表-2:海で救助された者の取り扱いに係る安全な対応及び手続の見 直1.
- (4) 第6回無線通信·搜索救助小委員会(2002年2月18~22日)
- (5) 第75回海上安全委員会(2002年5月15~24日)
- (6) スウェーデン海事局主催非公式会合(2002年9月2~6日)
- (7) 第76 回海上安全委員会(2002 年 12 月 2~13 日)
- (8) 第7回無線通信・捜索救助小委員会(2003 年 1 月 13~17 日)
- (9) 第 77 回海上安全委員会(2003 年 5 月 28 日~6 月 6 日)
- (10) 第 23 回総会(2003 年 11 月 24 日~12 月 5 日)

192-海で救助された者の取り扱い(一)-SOLAS条約及びSAR条約改正-

(11) 第8回無線通信・捜索救助小委員会(2004年2月16~20日) 〔以上、本号〕

(12) 第 78 回海上安全委員会(2004 年 5 月 12~21 日)

表-3: SOLAS 条約改正

表-4:SAR 条約改正

表 - 5: 海で救助された者の取り扱いに関するガイドライン

4 おわりに

1 はじめに

船舶の船長には海上における漕難者に対する救助を行う義務がある とされ、これは長年にわたる国際的な海事慣習に基づくものであると共 に国連海洋法条約(UNCLOS: United Nations Convention on the Law of the Sea)、1974年の海上における人命の安全のための国際条約 (SOLAS 条約: International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974)のような海事関係条約にも関連する明文規定が置かれている 1)。 2001 年 8 月に発生した Tampa 号事案を契機として、この船長の救助義 務とこの義務から船長を早期に解放するための締約国政府の義務のバラ ンスを確保するため、「海で救助された者の取り扱い」(Treatment of Persons Rescued at Sea)の問題が提起され、2004年5月に開催された第 78回 IMO 海上安全委員会(MSC78)において SOLAS 条約及び 1979 年の 海上における捜索及び救助に関する国際条約(SAR 条約: International Convention on Maritime Search and Rescue, 1979)が改正され、合わせ て関係ガイドラインが採択された。本稿では、この「海で救助された者 の取り扱い」に係る動向について表-1のイベント時系列リストに従い整 理を行うこととする。

現在、中東やアフリカ諸国から難民、移民が欧州に向け移動し、これに伴い地中海では遭難したこれら難民等の救助活動が行われ、これには民間船舶が関与する場合もある。IMOではこれを「海上における混合移民の救助」(Rescue of Mixes Migrant at Sea)の問題として審議を行うこととしている。本稿は、今後「海上における混合移民の救助」の研究を

進める上での資料として、海で救助された者の取り扱いに係る SOLAS 条約及び SAR 条約改正の情報整理を図るものである。

_
K
11
\equiv
_
Æ.
M
M
业
/
()
7
``
121
۲Ò.
No
する
謡
Ŋ
ڪَ
`~
2
扱い
)极(
2
2
2
)取り
)取り
当の取り
された者の取り
当の取り
された者の取り
: 海で救助された者の取り
: 海で救助された者の取り

X	備考					総会決議 A.920(22) 「海で教助された者の取り扱いに係る安全な対応及び手続の見直し」 採択			スウェーデン海事局(SMA: Sweden	Maritime Administration)主催。 会合 結果は MSC76/22/11 として作成				総会決議 A.920(22)以降の進展を報告		SOLAS 条約及び SAR 条約改正並び	にガイドフインに関する第上安全教員を対象 日本社業(MEC 159/70)	真宝い魔(MSC.155(78)、MSC.167(78))を採択
表-1:海で救助された者の取り扱いに関するイベント時系列リスト	関連文書		A/56/58/Add.1, GA/9980, GA/9981	C/ES.21/24(a), C/ES.21/SR.2, C/ES.21/D	MSC/ES.1, MSC/ES.1/4	A22/5(b)/2, A22/8/1, A22/Res.920	COMSAR6/2/1, COMSAR6/8/5Rev.1, COMSAR6/22	MSC75/2/2, MSC75/2/2/Add.1, MSC75/2/2/Add.2, MSC75/11/1, MSC7511/2, MSC75/24			MSC76/22/8, MSC76/22/10, MSC76/22/11, MSC76/22/13, MSC76/23	COMSAR7/8, MSC76/22/10, MSC76/22/11, MSC76/22/11, MSC76/22/13, COMSAR7/23	MSC77/2, MSC77/10, MSC77/10/2, MSC77/10/3, MSC77/10/7, MSC77/10/8, MSC77/26/Add.1	A23/23, A23/23/Add.1, A23/SR.9	COMSAR8/2, COMSAR8/2/2, COMSAR8/8, COMSAR8/8/1, COMSAR8/8/2, COMSAR8/8/3, COMSAR8/WP.2, COMSAR8/WP.2/Add.1, COMSAR8/18	MSC78/2/4, MSC78/3, MSC78/3/2, MSC78/3/2/Corr.1,	MSC78/3/7、MSC78/WP.5/Rev.1、MSC78WP.11/Corr.1、	M5C (0/20), M5C (0/20)/200.2
	イベント	Tampa 号事案発生	第 56 回国連総会	IMO 第 21 回臨時理事会 (CouncilES.21)	IMO 第1回臨時海上安全委員会 (MSC/ES.1)	IMO 第 22 回総会(Assembly22)	IMO 第 6 回無線通信·搜索救助 小委員会(COMSAR6)	IMO 第 75 回海上安全委員会 (MSC75)	非公式会合(Informal Meeting)		IMO 第 76 回海上安全委員会 (MSC76)	IMO 第7回無線通信・搜索救助 小委員会(COMSAR7)	IMO 第 77 回海上安全委員会 (MSC77)	IMO 第 23 回総会(Assembly23)	IMO 第 8 回無線通信・搜索救助 小委員会(COMSAR8)	IMO 第 78 回海上安全委員会	(MSC78)	
	時期	2001.8.26	2001.10-11	2001.11.16	2001.11/27-28	2001.11.19-30	2002.2/18-22	2002.5/15-24	2002.9.2-6		2002.12.2-13	2003.1.13-17	2003.5.28-6.6	2003.11.24-12.5	2004.2.16-20	2004.5.12-21		
	項番号	2(1)	2(2)	3(1)	3(2)	3(3)	3(4)	3(5)	3(6)		3(7)	3(8)	3(6)	3(10)	3(11)	3(12)		

2 ノルウェー船籍貨物船 Tampa 号事案

(1) 概要 2)

2001 年 8 月 26 日(日)、ノルウェー船籍貨物船 *Tampa* 号は、インド ネシア領海を航行中、オーストラリア海難救助当局(Australian Search and Rescue: AusSAR)からの救助要請を受信した。これは *Tampa* 号に 対しインド洋上のクリスマス島とインドネシア水域の間で遭難状態に ある船舶の調査を要請するものであった。この要請に対応し支援を行 うため Tampa 号は現場に向かい、クリスマス島の北西 75 マイルの海 域で木造の老朽フェリーボート Palapa 1 号を発見した。AusSAR は当 初、遭難船舶には約80名の乗船者がいる旨 Tampa 号船長に伝えてい たが、Tampa 号は実際には沈没しつつある Palapa 1 号に 440 名以上 の人々が乗船していることを認めた。乗船者の大半はアフガニスタン 人の亡命希望者(asylum seeker)であり、乗組員として6名のインドネ シア人が乗船していた。*Tampa* 号船長 Arne Rinnan は、「*Palapa 1* 号 は大変深刻な状況にあり、浸水、沈没する可能性が高い」と判断し、 Tampa 号乗組員は即座に Palapa 1号の乗船者を Tampa 号に移送した。 しかしながら Tampa 号は広範囲の貨物区画を有していたものの、大人 数の被救助者を収容する設備は有していなかった。

Tampa 号は次の寄港地であるシンガポールに向け航海を再開し、被救助者を下船させるためにインドネシアに迂回することを計画した。しかしながら、被救助者による相当の圧力を受け、Tampa 号の船長 Arne Rinnan は、Palapa 1 号の当初の目的地であったオーストラリア領クリスマス島に向けて航行を開始した。これに対しオーストラリア政府は、被救助者を下船するための Tampa 号の領海内への入域を拒否した。

Tampa 号は、船上での医療状態に懸念を有し、支援を求めるためにオーストラリア水域に入域した。これに対し *Tampa* 号が受けた支援は、期待していた医療及び人道支援ではなく、オーストラリアの武装特別空軍部隊(Special Air Service: SAS)の乗船であり、この部隊は *Tampa* 号に対しオーストラリア領海から退去するよう要求した。

1週間にわたる膠着状態が続き、2001年9月3日、被救助者はオーストラリア海軍艦艇 HMAS Manoora 号に移送された。その後の調整の結果、ニュージーランドが150名を、ナウル共和国が他の亡命者を受け入れる旨の合意がなされ、Manoora号は、パプアニューギニアに向かい、同国で亡命の要求が審査されることとなった。

(2) 国連総会の反応

Tampa 号事案に対し、第56回国連総会では次のような見解が表明された。

① 国連事務総長報告 3)

ノルウェー船籍貨物船 Tampa 号による沈没しつつあるインドネシア船籍フェリーからの 400 名以上の違法移民(illegal migrant)の 救助、及び、オーストラリアによるこれら被救助者のクリスマス島への上陸拒否の事案は、人道的支援と国家主権の間に緊張関係が潜在することを示した。

この Tampa 号事案を契機として、船舶の船長により海上で遭難している人々に支援を提供することに対する抑止効果が生じないよう希望する。これは、国連海洋法条約(UNCLOS: United Nations Convention on the Law of the Sea)第98条に基づく義務であるだけでなく、長年の慣行及び海洋法の原則である。

② ノルウェー国連大使(Mr. Ole Peter Kolby)4)

2001 年 8 月 26 日、*Tampa* 号は、オーストラリア当局の要請に基づき約 450 名の人命の救助作業に従事した。しかしながら *Tampa* 号は、安全な場所(place of safety)に生存者を搬送するためにオーストラリアの領海及び港湾に接近することを拒否された。この事案を契機として、海上において遭難者の救助が妨げられるような最も歓迎されない事態に発展する可能性を懸念する。

③ オーストラリア国連大使(Mr. David Stuart)⁵⁾

遭難した人々に対し支援を行う義務は海事社会における基本的原 則であり、オーストラリアもこれに十分貢献するものである。最近 の事案では、特に主権の問題と人身売買のような違法活動が関係す る場合には、この原則が当てはまらないことを示した。ノルウェー は昨日(2001 年 11 月 27 日)、Tampa 号事案に係る発言を行った(筆 者注:上記②)。Tampa 号による救助活動は、オーストラリアが責任 を有する海域として指定される捜索救助区域外で行われたものであ る。遭難情報の中継を除き、オーストラリアは救助に関する指示を 行っていない。救助の責任はインドネシアの救助調整本部(RCC: Rescue Coordination Centre)にあるものと考える。AusSAR は、ノ ルウェーの RCC から「救助活動が完了し、Tampa 号はその航海を 再開し、インドネシアに向かう途上にあり、*Tampa* 号はインドネシ ア当局と連絡を行っている」旨の通知を受けた。しかしながら、被 救助者の圧力により Tampa 号船長は針路を変更し、クリスマス島に 向かった。オーストラリア当局は Tampa 号に対しクリスマス島周辺 のオーストラリア領海に入域しないように指示したにもかかわらず、 Tampa 号は意図的に同水域に入域した。クリスマス島には多数の 人々が上陸できるような適当な港湾は存在しない。オーストラリア 当局は Tampa 号の船上の状況を監視しており、その状況下では Tampa 号がクリスマス島の港湾施設に入域する要件に合致しないと 判断したものである。Tampa 号船上の被救助者に対する食糧や医療 を含む支援は行われていた。オーストラリアは、海上での遭難者の 救助に関する義務及び慣習については十分認識している。しかしな がら、Tampa 号に関連して発生した状況については、これをオース トラリアの領域に入域する根拠として用いることは許容されないも のではない。

3 IMO 審議

上記2のノルウェー船籍貨物船 Tampa 号事案を踏まえ、IMO では「海で救助された者の取り扱い」(Treatment of Persons Rescued at Sea)の問題として位置づけ、第22回総会(Assembly22、2001年11月19~30日)で総会決議 A.920(22)「海で救助された者の取り扱いに係る安全な対

応及び手続の見直し」を採択、その後、第78回海上安全委員会(MSC78、2004年5月12~21日)で1974年の海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS 条約: International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974)及び1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約(SAR条約: International Convention on Maritime Search and Rescue, 1979)の改正規定を採択すると共に、関連するガイドラインを策定している。IMOの関係会合の審議概要は次のとおりである。

- (1) 第 21 回臨時理事会(2001 年 11 月 16 日)
 - ① 第 21 回臨時理事会(Council, 21st Extraordinary Session)では、 議題 24(a)「追加議題」(Agenda item 24(a), Supplementary Agenda Items)の中で IMO 事務局長作成文書 ⁶⁾が提案され、同文書の付属文 書として総会決議案「海で救助された者の取り扱いに係る安全な措 置及び手続の見直し」(Review of safety measures and procedures for the treatment persons rescued at sea)が提案された。本提案の 概要は次のとおりである。
 - 1) 最近発生した事案は、IMOの関係法令全般、及び、これら事案 に対応するための海事社会の準備状況について問題を提起するものである。IMO 事務局長は、この問題について全体的な検討が行われず、適切なレベルで対応がとられない場合には、IMO が海上での遭難者に世界的レベルで対応しようとして構築してきた一貫した捜索救助システム及び関連するシステムに否定的な影響をもたらす可能性があることを懸念する。
 - 2) 類似事案は今後も発生する可能性があり、悪くすればエスカレートすることも予想され、IMO事務局長はこのような事案によって惹起される緊急事態に対応し、海事社会の準備状況を向上させるために、調整された方法により迅速な措置をとるべきであると考える。
 - 3) 関連する問題に対処するために、本文書に添付し、提出する総会決議案について理事会での検討を求め、第22回 IMO 総会(2001年11月19~30日)での採択を目指すこととする。

- 4) IMO 事務局長は、海上でのオペレーションに危険を惹起し、また、人命に危険をもたらすような問題が軽減され、すべての関係者間の調整及び協力が強化され、海上での遭難者又は緊急状態にある者がその国籍、地位又は発見された周囲の状況にかかわらず、早期かつ効果的に安全な場所(place of safety)に搬送されることが確保されることを希望する。IMO 事務局長はまた、船上にある不法移民(undocumented migrant)、亡命希望者(asylum seeker)、避難民(refugee)及び密航者(stowaway)を含む生存者に対し、国際協定及び人道的な海事慣行に従った取り扱いが確保されることを希望する。
- 5) 総会決議案の主たる目的は、海上安全委員会(MSC)、法律委員会 (LEG)及び簡素化委員会(FAL)に対し、理事会の指示の下で優先的 事項として、現存する差異、矛盾点、多義性、あいまいさ、その 他の不適当な事項を特定し、また、総会決議案本文パラグラフ 1⁷ に特定する適切な措置をとるために、すべての IMO 関係法令の見 直しを行うことを要請することにある。これらの関係委員会の検 討結果については、理事会を通じ、2003 年に開催される第 23 回 総会に IMO 事務局長報告としてその進捗状況を報告する。
- 6) 総会決議案の採択と平行し、IMO事務局長は、国連内部機関のレベルで調整した対応が必要であることを指摘し、海で救助された者の問題について、関係する国連の特別機関及び計画に対し注意喚起を行っている。更に、権限ある国連機関及び計画によって採択されている関係法令の見直しを提案し、今後の緊急事案が国連による調和した方法で対応可能となるよう、調整メカニズムの設置を提案している。
- ② 上記①の IMO 事務局長提案に対し理事会は、総会決議案「海で救助された者の取り扱いに係る安全な措置及び手続の見直し」について、翌週に開催する第22回総会に提出することに全会一致で同意した8。

(2) 第1回臨時海上安全委員会(2001年11月27~28日)

第22回総会の開催期間(2001年11月19~30日)に平行し、2001年11月27~28日、第1回臨時海上安全委員会(MSC, 1st Extraordinary Session)が開催された。同委員会において海で救助された者の取り扱いについて審議され、「海で救助された者の取り扱いに係る安全な対応及び手続の見直し」に関する総会決議案のが海上安全委員会に対し行動をとることを要請していることに留意し、第75回海上安全委員会(2002年5月15~24日開催)に諮ることなく、第6回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR6、2002年2月18~22日)において予備的な検討を行うことを同意した10。

(3) 第 22 回総会(2001 年 11 月 19~30 日)

第22回総会(Assembly22)に第21回臨時理事会において合意された IMO 事務局長提案による「海で救助された者の取り扱いに係る安全な 対応及び手続の見直し」に関する総会決議案(上記(1)参照)が提出され、2001年11月29日、総会全体会合で総会決議 A.920(22)として採択された。本総会決議を表-2に整理する。

表-2: 海で救助された者の取り扱いに係る安全な対応及び手続の見直し

総会決議 A.920(22)

2001年11月29日採択(議題8)

海で救助された者の取り扱いに係る安全な対応及び手続の見直し

IMO 総会は

- ①¹¹⁾ 海上安全に係る規則(regulation)及び指針(guideline)に関連し、IMO の目的及び総会の権能に係る IMO 条約第1条及び第15条(j)を、また、1965年の国際海上交通の簡素化に関する条約の一般的目的を想起し、
- ② 航行中又は錨泊中を問わず小型船舶を含む船舶上にある者の人命が、安全な場所(place of safety) への搬送が完了していない場合に何時でも保護されることを希求し、
- ③ UNCLOS の規定、特に「援助を与える義務」に関する第98条を想起し、
- ④ また、1974年の SOLAS 条約の次の義務規定を想起し、
 - 船長は海上での遭難者に対する支援を実施するために全速力で救助に向かうこと 12)
 - 締約国政府は沿岸海域における監視(coast watching)及び遭難者の救助のための措置を確保すること ¹³⁾
- ⑤ 更に、1979年のSAR条約の遭難者の国籍若しくは地位又は遭難者の発見されたときの状況にかかわりなく遭難者に援助を与える規定を想起し14、
- ⑥ 更に、1965年の国際海上交通の簡素化に関する国際条約の海上安全の確保のために必要となる緊急オペレーションに従事する船舶の出港及び入港の簡素化に係る規定を想起し、
- ⑦ 更に、1989年の海難救助に関する国際条約の海上で生命の危険に遭遇している者に対して援助を

- 行うための船長の義務、また、危険に遭遇している人命の救助を成功裏に実施することを確保するための関係者及び公的機関の協力の必要性に係る規定を想起し 15)、
- ⑧ 最後に、次の規定を想起し、
- (a) 船舶による外国人密入国に関連する危険な行為の防止及び鎮圧による海上における人命の安全 確保の向上に関する総会決議 A.733(18)
- (b) 密航事案を成功裏に解決するための責任の分配に係る指針に関する総会決議 A.871(20)
- (c) 海上における移民(migrant)の売買又は輸送に関連する危険な行為への対応に関する総会決議 A.867(20)
- (d) 海上における移民(migrant)の売買又は輸送に関連する危険な行為への対応に関する暫定措置 に関する海上安全委員会回章 MSC/Circ.896/Rev.1
- ⑤ 上記国際条約では規定されない事項については、引き続き国際慣習法のルール及び原則に従って 管理されるべきことを確認し、
- ⑩ 本決議において表す課題を効率的かつ調和した方法で解決する共通の取り組みに合意するため に、これら課題の検討に際し、国連の特別機関及び計画を関与させようとする IMO 事務局長の提案 に留意し、
- ① 海上における安全性の改善及び船舶上にある者の人命に対する危険の軽減、特に救助作業のため に IMO が既に合意された方策に加え、国際的な対応が必要とされるかどうかを検討する必要性を認識し、
- 1. 海上安全委員会、法律委員会及び簡素化委員会に対し、理事会の指示の下で優先的事項として、 現存する差異、矛盾点、多義性、あいまいさ、又は、その他の不十分な事項を特定し、以下の事項を 達成するよう、上記の IMO 関係条約及びその他の IMO 法令の見直しを行うと共に、これら見直し に関連する適切な措置をとることを要請する。
 - 海難事故の生存者に対し、その国籍若しくは地位又は生存者の発見された周囲の状況(the circumstances in which they are found)にかかわらず援助を与えること
 - 海難事故に際し人を救助した船舶は、生存者を安全な場所(place of safety)に搬送することができること
 - 不法移民(undocumented migrant)、亡命希望者(asylum seeker)、避難民(refugee)及び密航者 (stowaway)を含む生存者について、その国籍又は地位にかかわりなく、船舶上において IMO 関連法令に規定する方法に従い、また、国際協定及び人道的な海事慣行に従った取り扱いが確保されること
- 2. また、上記の関係委員会に対し、上記パラグラフ1において要請される措置をとる際には、海難 事故に遭遇した者に対し援助を与える義務に関連する一般的な国際法の規則及び原則を考慮すると 共に、これら規則及び原則の修正及び前向きな展開の必要性を特定することを要請する。
- 3. 更に、上記の関係委員会に対し、上記パラグラフ1及び2において要請する措置をとる際には、 不法移民(undocumented migrant)及び密航者(stowaway)である可能性のある者を含む海難事故又 は海上における危険に遭遇している者の捜索及び救助活動に関連し、産業関係機関を含む他の国際機 関の活動を考慮し、適当な場合にはこれら機関と協議することを要請する。
- 4. 更に、IMO 事務局長に対し、本総会決議前文パラグラフ⑩に規定する IMO 事務局長の提案を遂行し、適当な時期にその進展を権限ある IMO の組織に報告することを要請する。
- 5. 最後に、IMO 事務局長に対し今後の進展について第23回総会に報告書を提出することを要請する。
- (4) 第 6 回無線通信·搜索救助小委員会(2002 年 2 月 18~22 日)¹⁶⁾
 - ① 第6回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR6)では、捜索救助作業部会(SAR Working Group (WG))を設置し、全体会合で次のとおり報告した。
 - 1) 救助調整本部(MRCC: Maritime Rescue Co-ordination Centre) は、救助の後、被救助者を搬送する場所について調整を行う。
 - 2) 船長及び国の義務についてより一層の均衡を確保する必要があ

る。

- 3) SAR 条約及び SOLAS 条約の関連する規定について検討を行う 必要性があり、このためには中間的な捜索救助の会合を必要とす る。
- 4) 現時点では SAR 条約及び SOLAS 条約の具体的な改正について 未検討であることものの、上位委員会である海上安全委員会 (MSC)は COMSAR に対し、確認される差異の観点から SAR 条約 及び SOLAS 条約の改正の必要性、及び、現行の条約が世界的な 捜索救助業務について適切な枠組みを提供しているかどうかにつ いて検討するよう指示を行うべきである。
- ② 上記①の捜索救助作業部会の報告を踏まえ、COMSAR6全体会合は次のとおり総括した。
 - 1) COMSAR6 は、IMO が世界的に長年にわたり構築してきた捜索 救助システムの一貫性に否定的な影響を及ぼす可能性のある問題 に発展することを回避するために、あらゆる取り組みが行われる べきことに同意する。
 - 2) COMSAR6 は、加盟国に対し、更なる検討のために本件に関する実質的な提案文書を第75回海上安全委員会(MSC75、2002年5月15~24日)に提出するよう求める。
- (5) 第75回海上安全委員会(2002年5月15~24日)
 第75回海上安全委員会(MSC75)では、加盟国及びオブザーバーの意見交換の後、付託事項(TOR: Terms of Reference)として次の委員長提案を確認した 17)。
 - ① 2002年7月2~3日にジュネーブで開催予定の関係機関間会合の 結果を次回の第76回海上安全委員会(MSC76、2002年12月2~13日)に報告する。
 - ② 総会決議 A.920(22)に規定する問題を検討するためスウェーデンで非公式会合を開催予定であり、この結果を次回の MSC76 で受領する。

- ③ 上記①の関係機関間会合及び上記②の非公式会合の結果を踏まえ MSC76 で審議を行い、以下の事項について決定する。なお、必要と 認める場合には、第7回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR7、2003年1月13日~17日)に対する指示事項を含むこととする。
 - 1) 総会決議 A.920(22)「海で救助された者の取り扱いに係る安全な対応及び手続の見直し」の要請に従い、海で救助された者の取り扱いに関連する SOLAS 条約及び SAR 条約の規定について再検討を継続する。この再検討は優先事項(high priority)として位置づけ、第8回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR8、2004年2月16日~20日)での完了を予定する。海上安全委員会(MSC)に対する報告には、必要と認める場合には、SOLAS 条約及び SAR 条約の特定の改正提案を含むものとする。
 - 2) 海で救助された者が安全な場所(place of safety)に搬送されることを確保するために船長、RCC、沿岸国、その他の関係者の用に供する追加的な指針(guidance)の策定の是非について検討する。
 - 3) 審議を通じ生起する他の問題を特定し、IMOから責任を有する他の国際機関に転送すべき問題として、第77回海上安全委員会(MSC77、2003年5月28日~6月6日)への報告書に記載する。
- ④ COMSAR7 での審議結果及び関係者の提案文書を考慮し、MSC77 において更なる審議を行う。
- (6) スウェーデン海事局主催非公式会合(2002年9月2~6日)18) 第75回海上安全委員会(MSC75)で決定した付託事項(TOR)では、総会決議 A.920(22) 「海で救助された者の取り扱いに係る安全な対応及び手続の見直し」に関連する問題を検討するためスウェーデンで非公式会合を開催することとした(上記(5)②)。本会合は2002年9月2~6日、スウェーデン海事局主催により開催され、オーストラリア、フランス、ドイツ、ナイジェリア、ノルウェー、スウェーデン、英国、米国の代表と共に、国際海運会議所(ICS: International Chamber of Shipping)、国際船長協会(IFSMA: International Federation of

Shipmasters' Association)/国際運輸労働者連盟(ITF: International Transport Workers' Federation)、IMO 及び国連難民高等弁務官事務 所(UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees)から オブザーバーが参加した。審議事項の概要は次のとおりである。

- ① 海で救助された者の取り扱いに関し、IMO で達成されるべき最終 的目標は以下のとおりとする。
 - 1) 海難に遭遇した者の人命が救助されること
 - 2) 船舶の船長が海難に遭遇した者の支援に向かうことのできる状況を確保すること
 - 3) 支援船舶(assisting ship)への不利益(inconvenience)及び遅延を 最小限とすること
 - 4) 捜索救助システムの一貫性を確保すること。
- ② 差異、矛盾点、多義性、あいまいさ、その他の不適当な事項を特定し、現行規定が通常の捜索救助に関する事案に十分に対応するものであるかを確認するために、SOLAS 条約及び SAR 条約の関係規定を見直すことが必要である。
- ③ ほとんどの事案において SAR 条約に規定する「安全な場所」(place of safety)は陸上に存在するものであると認識するが、適切な設備及び人員を備えた船舶の場合も想定される。船舶は通常、自船の安全性に危険を生じさせることなく、追加的に乗船する人々に対し支援を実施し、また、被救助者の保護を行うための適当な施設及び設備を有していない。このため遭難者が支援船舶からできるだけ早期に下船することが最も重要である。なお、「安全な場所」(place of safety)は、現時点ではこれを定義する必要はない。
- ④ SOLAS 条約附属書第 V 章第 7 規則(捜索及び救助業務(Search and rescue service))には「捜索及び救助業務」(Search and rescue service)の定義規定はなく、SAR 条約を参照するのみである。「捜索及び救助業務」の用語の定義を SOLAS 条約附属書第 V 章にも取り込むことが適当である。
- ⑤ SOLAS 条約附属書第 V 章第 33 規則(遭難通報:義務及び措置

(Distress messages: Obligations and procedures))を見直すに際し、支援船舶の船長の義務と船長をこの義務から解放するための調整及び協力を行い、また、海で救助された者を安全な場所に搬送する締約国政府の義務の均衡を保つことが必要である。オペレーションが行われる捜索救助区域を担当する締約国政府が、関係機関間の調整及び協力の責務を有するべきである。

- ⑥ 締約国政府の義務は、SAR条約においても明確化する必要がある。 救助調整本部(RCC)を海で救助された者を安全な場所(place of safety)に搬送するための中心的な窓口(focal point)とするべきであ り、また、他の当局に事案を引き継いだ後にその捜索救助オペレー ションは完了するのである。締約国政府は生存者を安全な場所(place of safety)に搬送するための適切な計画及び調整を有するべきである。
- ⑦ 上記の検討を踏まえ、SOLAS 条約及び SAR 条約関係規定の改正 案を作成している ¹⁹⁾。
- (7) 第 76 回海上安全委員会(2002 年 12 月 2~13 日)20)

第76回海上安全委員会(MSC76)では、SOLAS 条約及び SAR 条約の改正について、第77回海上安全委員会(MSC77、2003年5月28日~6月6日)での同意、また、第78回海上安全委員会(MSC78、2004年5月12~21日)での採択を目指し、第7回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR7、2003年1月13~17日)に対し、スウェーデン非公式会合の結果及び同会合で作成した SOLAS 条約及び SAR 条約の改正案(上記(6)参照)をベースとして文書の最終化を行うよう指示した。また、総会決議 A.920(22)の規定に対応し 21)、第23回総会において IMO事務局長による進展報告を行うための文書案を準備するよう、要請した。

(8) 第7回無線通信・捜索救助小委員会(2003年1月13~17日) 第7回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR7)では、上記(7)の第 76回海上安全委員会(MSC76)による決定、指示を踏まえ検討を行った。 審議の概要は次のとおりである220。

- ① 捜索救助作業部会(SAR Working Group)を設置し、第76回海上安全委員会(MSC76)への提案文書として提出された、スウェーデン非公式会合において作成した SOLAS 条約及び SAR 条約の改正案 ²³⁾をベースに SOLAS 条約及び SAR 条約の改正案の最終化のための検討を実施している。また、総会決議 A.920(22)の規定に対応し、第23回総会において IMO 事務局長による進展報告を行うための文書案の検討を行っている。
- ② 遭難者に対する支援を提供する船舶の船長の義務と合理的な時間内に救助された遭難者を安全な場所に上陸させることについて船長に承認を与え、また、船長を支援する締約国政府の義務の間の均衡を確保する必要がある。スウェーデン非公式会合で作成した SOLAS 条約及びSAR 条約の改正案はこれら義務についてバランスを考慮したものである。これに加え、改正、追加する新規定の意味、内容について船長及び締約国政府の理解を促進するための追加的な指針が必要である。このため、SOLAS 条約附属書第 V 章第 33 規則パラグラフ 1bis 及び SAR 条約附属書パラグラフ 3.1.9 に「IMO により策定されるガイドライン」(guidelines developed by the Organization)を追加挿入することとしている。
- ③ SAR 条約附属書パラグラフ 3.1.9 の改正提案は、SOLAS 条約改正 提案である附属書第 V 章第 33 規則パラグラフ 1 bis 規定と同じ内容 である。これは双方の目的を合致させるためである。
- ④ 審議の過程において、ノルウェーはスウェーデン非公式会合で作成した SOLAS 条約及び SAR 条約の改正案を基本的に支持するものの、一定の状況においては条約改正により規定されるこのシステムは適切に機能しない場合もあるとして懸念を表明している。 遭難者を救助した船長が沿岸国により、合理的な時間内に生存者を安全な場所(place of safety)に上陸させることを許可されない可能性があり、海での遭難者を救助する義務を船長が果たさなくなる可能性がある旨の懸念を表明している。このためノルウェーは、この懸念を払拭

するために追加的な規定を作成し、スウェーデン非公式会合で作成した SOLAS 条約及び SAR 条約の改正案に追加する必要がある旨主張し $^{24)}$ 、第 77 回海上安全委員会(MSC77、 2003 年 5 月 28 日 $^{-6}$ 月 6 日)に追加規定案を提出する意向を表明している $^{25)}$ 。

- ⑤ 最終的に COMSAR7 は、スウェーデン非公式会合で作成した SOLAS 条約及び SAR 条約の改正案をベースに捜索救助作業部会が 作成した両条約の改正案を支持し、第77回海上安全委員会(MSC77、2003年5月28日~6月6日)に提出し同意を求め、第78回海上安全委員会(MSC78、2004年5月12から21日)での採択を目指すこととした260。また、条約改正案で言及する追加的に作成するガイドラインは、第8回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR8、2004年2月16~20日)で策定することについて海上安全委員会の同意を求めることとした。
- ⑥ 総会決議 A.920(22)に規定する第23回総会(Assembly23、2003年11月24日~12月5日)へのIMO事務局長による進展報告については、IMO事務局において第8回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR6、2002年2月18~22日)及び今次COMSAR7の審議結果を適宜考慮しつつ報告案を作成し、第77回海上安全委員会(MSC77、2003年5月28日~6月6日)において検討及び承認を求めることとした。
- (9) 第77回海上安全委員会(2003年5月28日~6月6日)
 第77回海上安全委員会(MSC77)では、上記(8)の第7回無線通信・
 捜索救助小委員会(COMSAR7)による審議結果を踏まえ検討を行った。
 審議の概要は次のとおりである²⁷。
 - ① 第7回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR7、2003年1月13~17日)で作成した SOLAS 条約及び SAR 条約の改正案に対しノルウェーは、すべての事案及び状況において船長が海で救助された者を適当な国の安全な場所(place of safety)に搬送することが容認され、また、それを可能とすることを確保する「安全措置規定」(safeguard

provisions)を SOLAS 条約及び SAR 条約に追加することを提案した ²⁸⁾。また、この提案又は「安全措置」(safeguard)と同じ効果を有する代替案が海上安全委員会において承認されない場合には、ノルウェーは SOLAS 条約及び SAR 条約の改正を延期し、この問題を国連の関係機関間会合で更に検討すべきことを示唆した。

- ② また、いくつかの代表団からも SOLAS 条約及び SAR 条約改正案 の検討には更なる時間を要するとの主張がなされたが、事案の重要 性及び複雑性を考慮し、オーストラリア、フランス、ノルウェー、スウェーデン、英国及び米国が共同提案した SOLAS 条約及び SAR 条約改正の採択のための海上安全委員会決議案 29)の審議を行うこととなった。
- ③ これまでの議論及び COMSAR7 で表明された見解、コメントを考慮し、MSC77 は次のとおり総括した。
 - 1) SOLAS 条約及び SAR 条約の改正案及び関連する海上安全委員会決議案に同意する ³⁰⁾。これは次回の第 78 回海上安全委員会 (MSC78、2004 年 5 月 12~21 日)での採択を予定する。IMO 事務 局長に対し SOLAS 条約第 VIII 条及び SAR 条約第 III 条に基づき、これら改正規定案を回章に付すよう要請する。
 - 2) 米国を調整国とするコレスポンデンスグループにより SOLAS 条約及び SAR 条約の改正案に規定するガイドライン案を作成し、 第8回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR8、2004年2月16 ~20日)に報告することを求める³¹⁾。
 - 3) COMSAR8 に対し、SOLAS 条約及び SAR 条約の改正案に規定するガイドライン案の最終化を行い、また、第 78 回海上安全委員会(MSC78、2004 年 5 月 12~21 日)で採択又は同意するために、これを海上安全委員会の決議又は回章の案として提出することを指示する。
 - 4) 総会決議 A.920(22) 「海で救助された者の取り扱いに係る安全 な対応及び手続の見直し」に規定する第 23 回総会(Assembly23、2003 年 11 月 24 日~12 月 5 日)への IMO 事務局長による進展報

告については、IMO 事務局において作成した案に同意する 32 。 IMO 事務局に対し、MSC77 の報告書の関連部分を踏まえ本報告案に対する補足を適宜行い、第 90 回理事会(Council90、2003 年 6 月 $16\sim20$ 日)及び第 23 回総会(Assembly23、2003 年 11 月 24 日 ~12 月 5 日)に提出することを指示する。

(10) 第 23 回総会(2003 年 11 月 24 日~12 月 5 日)

第23回総会(Assembly23)では、総会決議 A.920(22)本文パラグラフ5に基づき、海で救助された者の取り扱いに係る安全な対応及び手続(procedures)の見直しについて、第22回総会以降の進展に関する報告書が提出され33、IMO事務局長から報告が行われた。報告の概要は次のとおりである34。

- ① 海上安全委員会(MSC)は、本件を第75回会合(MSC75、2002年5月15~24日)、第76回会合(MSC76、2002年12月2~13日)及び第77回会合(MSC77、2003年5月28日~6月6日)において、また、MSCの下部小委員会である無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR)を通じ、検討を行った。その結果、船長が遭難者に支援を提供する義務と、船長が合理的な時間内に救助した者を安全な場所(place of safety)に搬送することを容認し、これを支援するSOLAS条約及びSAR条約上の締約国政府の義務の間に存在する差異を特定すると共に、これら義務の間のバランスを確保する必要性を認識した。
- ② 第7回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR7、2003年1月13~17日)は、第76回海上安全委員会(MSC76、2002年12月2~13日)から2002年9月にスウェーデンで開催された非公式会合の策定文書をベースにSOLAS条約附属書第V章及びSAR条約の適当な改正文書案を最終化するよう指示を受けている。これを踏まえCOMSAR7は、両条約の改正案を準備した。これら改正案は、新たな改正規定の解釈について規定する追加的なガイドラインを策定するべきとの条件で第77回海上安全委員会(MSC77、2003年5月28

日~6月6日)に提出された。

- ③ MSC77 は、両条約の改正提案を審議し、第78回海上安全委員会 (MSC78、2004年5月12~21日)での採択を見据え、関連する MSC 決議と合わせこれに同意した。MSC77 はまた、第8回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR8、2004年2月16~20日)に対し、SOLAS 条約及び SAR 条約の締約国による改正規定の理解を促進し、また、遭難者に援助が行われた後に実施される手続に関連する明確な指針を船長に提供するために、追加的なガイドライン案作成の最終化作業を行うよう指示を行った。両条約の改正及び追加的ガイドラインは、MSC78で採択する予定である。
- ④ IMO 事務局長は、第22回 IMO 総会で総会決議案(注: A.920(22) として採択)を提案した際、これと平行し国連内部機関レベルで調整した対応が必要であることを指摘し、関係する国連の特別機関及び計画に対し海で救助された者の問題について注意喚起を行った旨報告した。更に権限ある国連機関及び計画によって採択されている関係法令の見直しを提案し、今後の緊急事案発生の際、国連による調和した方法での対応が可能となるよう、調整メカニズムの設置を提案した。この提案を踏まえ2002年7月2~3日の間、ジュネーブで国連の関係機関間会合が開催された35。
- (11) 第8回無線通信・捜索救助小委員会(2004年2月16~20日) 第77回海上安全委員会(MSC77、2003年5月28日~6月6日)は、SOLAS 条約及びSAR条約の改正規定について船長及びこれら条約の締約国政府の解釈を支援するためのガイドラインを作成することを決定し、これを受け、第8回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR8)では、ガイドライン案の最終化作業を行った(上記(8)②、⑤;(9)③2);(10)③参照)。審議の概要は次のとおりである36。
 - ① 捜索救助作業部会(SAR Working Group)を設置し、米国を調整国とするコレスポンデンスグループの検討結果をベース 37)にガイドライン案及び海上安全委員会回章案又は決議案の検討を実施した。
 - ② 捜索救助作業部会の検討結果 38)を踏まえ、COMSAR8 は海で救助

された者の取り扱いに関するガイドラインに係る海上安全委員会決議案を承認し、第78回海上安全委員会(MSC78、2004年5月12~21日)に対し本決議案を採択するよう要請することとした。

【注】

1) 関係条約の規定はつぎのとおり。

UNCLOS 第98条 援助を与える義務

- 1 いずれの国も、自国を旗国とする船舶の船長に対し、船舶、乗組員又は旅客に重大な危険を及ぼさない限度において次の措置をとることを要求する。
- (a) 海上において生命の危険にさらされている者を発見したときは、その者に援助を 与えること。
- (b) 援助を必要とする旨の通報を受けたときは、当該船長に合理的に期待される限度において、可能な最高速力で遭難者の援助に赴くこと。

[以下、略]

SOLAS 条約附属書第 V 章第 33 規則(2004 年 5 月改正以前)

1 海上にある船舶の船長は、発信源の如何を問わず人が遭難しているとの信号を受け取った場合には、全速力で遭難者の救助に向かわなければならず、可能なときは、その旨を遭難者又は捜索救助機関に通報する。救助に赴くことが不可能な場合又は特殊の事情により不合理若しくは不必要であると認める場合には、船長は、機関の勧告を考慮して、捜索救助機関に連絡し、遭難者の救助に赴かなかった理由を航海日誌に記録しなければならない。

「以下、略]

2) Jessica E. Tauman (2002): Rescued at Sea, but Nowhere to Go: The Cloudy Legal Waters of the Tampa Crisis, Pacific Rim Law & Policy Journal, Vol.11, No.2, pp.463-466.

Available at:

https://digital.law.washington.edu/dspace-law/bitstream/handle/1773.1/761/11Pac RimLPolyJ461.pdf?sequence=1 (20 August 2015)

3) Oceans and the Law of the Sea: Report of the Secretary General, UN General Assembly, 56th Session, Agenda item 30 (a), A/56/58/Add.1 (5 October 2001), pp.11-12.

Available at:

November 2001).

http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N01/566/15/PDF/N0156615.pdf?OpenElement (9 September 2015)

4) Mr. Ole Peter Kolby, General Assembly, Ending Review of UN Disaster Relief Assistance, Seeks Humanitarian Aid for Tajikistan, Hurricane-Stricken Belize, Debate Begins on Issues Related Oceans, Law of the Sea Convention, UN General Assembly, 56th Session, 65th Meeting, GA/9980 (27 November 2001). Available at: http://www.un.org/press/en/2001/ga9980.doc.htm (20 August 2015) 5) Mr. David Stuart, General Assembly Warned of Deterioration of Marine Resources, Over-Exploitation of Fish Stocks, Speakers in Debate on Oceans and law of Sea Also Stress, Problems of Piracy, Maritime Robbery, Smuggling of Migrants. UN General Assembly, 56th Session, 66th Meeting, GA/9981 (28

Available at: http://www.un.org/press/en/2001/GA9981.doc.htm (20 August 2015) 6) IMO Document, Supplementary Agenda Items, (a) Review of safety measures and procedures for the treatment of persons rescued at sea, C/ES.21/24(a) (5

November 2001).

- 7) 総会決議案本文パラグラフ1は、次の事項を規定する。
- 海上安全委員会、法律委員会及び簡素化委員会に対し、理事会の指示の下で優先的事項として、現存する差異、矛盾点、多義性、あいまいさ、又は、その他の不十分な事項を特定し、上記の IMO 関係条約及びその他の IMO 法令の見直しを行うと共に、これら見直しに関連する適切な措置をとることを要請し、以下の事項を達成する。
 - 海難事故の生存者に対し、その国籍若しくは地位又は生存者の発見された周囲の状況(the circumstances in which they are found)にかかわらず援助を与えること。
 - 海難事故に際し人を救助した船舶は、生存者を安全地(place of safety)に搬送することができること。
 - 不法移民(undocumented migrant)、亡命希望者(asylum seeker)、避難民 (refugee)及び密航者(stowaway)を含む生存者について、その国籍又は地位に かかわりなく、船上において IMO 関連法令に規定する方法に従い、また、国際協定及び長きにわたる人道的な海事の慣行に従った取り扱いが確保される こと
- 8) IMO Document, Summary Decisions, C/ES.21/D (22 November 2001), p13.
- 9) 第 22 回総会は 2001 年 11 月 19~30 日に開催され、会期終盤の 11 月 29 日に総会 決議 A.920(22) 「海で救助された者の取り扱いに係る安全な対応及び手続の見直し」が採択された。第 1 回臨時海上安全委員会は総会決議 A.920(22)採択日(11 月 29 日)前の 11 月 27~28 日に開催されているため、正確を期すために「決議案」として表記 する。
- 10) IMO Document, Report of the 1st Extraordinary Session of the maritime Safety Committee, MSC/ES.1/4 (28 November 2001), p8.
- 11) 本総会決議の前文にはパラグラフ番号は付されていないが、資料では整理のため 筆者により①~⑪を各パラグラフに付す。
- 12) SOLAS 条約附属書第 V 章第 33 規則パラグラフ 1 参照
- 13) SOLAS 条約附属書第 V 章第 7 規則パラグラフ 1 参照
- 14) SAR 条約附属書第2章パラグラフ 2.1.10 参照
- 15) 海難救助に関する国際条約第10条第1項及び第11条参照
- 16) IMO Document, Report to the Maritime Safety Committee, COMSAR6/22 (8 March 2002), pp.34-38.
- 17) IMO Document, Report of the Maritime Safety Committee on Its 75th Session, MSC75/24 (29 May 2002), pp.65-68.
- 18) IMO Document, Any Other Business, Outcome of informal meeting on "Safety measures and procedures for the treatment of rescued at sea, Submitted by Sweden, MSC76/22/11 (27 September 2002), pp.1-5.
- 19) Ibid., ANNEX 1.
- 20) IMO Document, Report of the Maritime Safety Committee on Its 76th Session, MSC76/23 (16 December 2002), pp.109-110.
- 21) 総会決議 A.920(22)本文パラグラフ 5 参照
- 22) IMO Document, Report to the Maritime Safety Committee, COMSAR7/23 (20 February 2003), pp.25-31.
- 23) IMO Document, MSC76/22/11 (27 September 2002), supra note 18.
- 24) IMO Document, COMSAR7/23, supra note 22, ANNEX 9.
- 25) ノルウェーは、第 77 回海上安全委員会(MSC77、2003 年 5 月 28 日 \sim 6 月 6 日) に次の追加規定案を提出した。

- IMO Document, Radiocommunications and Search and Rescue, Review of safety measures and procedures for the treatment of persons rescued at sea, Submitted by Norway, MSC77/10/2 (25 March 2003).
- 26) Ibid., ANNEX10.
- 27) IMO Document, Report of the Maritime Safety Committee on Its 77th Session, MSC77/26 (10 June 2003), pp.77-79.
- 28) IMO Document, MSC77/10/2, supra note 25.
- 29) IMO Document, Submitted by Australia, France, Norway, Sweden, The United Kingdom and the United States, MSC77/WP.10.
- 30) IMO Document, Report of the Maritime Safety Committee on Its 77th Session, MSC77/26/Add.1 (16 June 2003), ANNEX 12 and ANNEX 13.
- 31) 米国は MSC77 にガイドラインの素案を提出しており(IMO Document, Radiocommunications and Search and Rescue, Treatment of persons rescued at sea, Submitted by the United States, MSC77/10/8 (8 april 2003))、コレスポンデンスグループでは本米国案をベースにガイドライン案の検討を行うこととなった。
- 32) IMO Document, Radiocommunications and Search and Rescue, Draft prgress report to the Assembly pursuant to operative paragraph 5 of resolution A.920(22) on Review of safety measures and procedures for the treatment of persons rescued at sea, Note by the Secretariat, MSC77/10/3 (17 February 2003).
- 33) IMO Document, Progress Report to the Assembly in Compliance with Resolution A.920(22) on Review of Safety Measures and Procedures for the Treatment of Persons Rescued at Sea, Note by the Secretary General, A23/23 (15 July 2003) and A23/23/Add.1 (3 November 2003).
- 34) IMO Document, Summery Record of the Ninth Plenary Meeting, A23/SR.9 (7 June 2004).
- 35) IMO Document, A23/23, supra note 33, paragraph 14-17.
- 36) IMO Document, Report to the Maritime Safety Committee, Summary of Decisons, COMSAR8/18 (26 February 2004), p.18, ANNEX10.
- 37) IMO Document, Review of the Convention Provisions Regarding the Treatment of Persons Rescued at Sea, SOLAS and SAR Convention, Report of the Correspondence Group, COMSAR8/8/1 (12 November 2003).
- 38) IMO Document, Matters Concerning Search and Rescue, Including Those Related to the 1979 SAR Convention and the Introduction of the GMDSS, Report of the SAR Working Group, COMSAR8/WP.2 (18 February 2004), pp.5-6; COMSAR8/WP.2/Add.1 (18 February 2004).